



国海査第 368 号の 2
平成 23 年 12 月 8 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齋藤 弘 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 秋田 務



船舶検査の方法の一部改正について

今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



平成 23 年 12 月

船舶検査の方法の一部改正について

1. 背景

電波法の一部改正（平成 22 年法律第 65 号、平成 23 年 6 月 30 日施行）により、これまで総務省が実施していた無線局の定期検査の一部について、登録検査事業者（改正後の電波法第 24 条の 2 に基づき無線設備等の検査を行う能力等について所要の条件に適合しているものとして総務大臣の登録を受けた事業者をいう。以下同じ。）であれば、当該登録に係る検査を実施可能とする制度が導入された。この制度の運用に係る総務省通達（平成 23 年 11 月 7 日付け総基衛第 83 号）に対応して、船舶検査の方法を一部改正する。

2. 改正の概要

- (1) 次の設備に対する定期検査（第 1 回定期検査を除く。）及び中間検査において、登録検査事業者による検査結果の取扱いに関する、検査の方法の制定
 - ア) 船舶長距離識別追跡装置
 - イ) 無線設備
 - ウ) 海事衛星通信装置
- (2) その他所要の改正

3. 適用時期

本通達日から適用する。

○船舶検査の方法の一部を改正する新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案		現行		
B 編	一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	B 編	一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査	
第1章	第1 回定期検査等	第1章	第1 回定期検査等	
1.7.5	航海用具	1.7.5	航海用具	
-21-2.	船舶長距離識別追跡装置(設備規程146-29-2、用具告示24-2) 地方総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)発行の「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」により当該装置が電波法の検査に合格していることを確かめる。	-21-2.	船舶長距離識別追跡装置(設備規程146-29-2、用具告示24-2) 地方総合通信局長発行の「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」により当該装置が電波法の検査に合格していることを確かめる。	
1.10	無線設備	1.10	無線設備	
1.10.2	地方総合通信局長発行の「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」を確認すること。	1.10.2	無線局検査結果通知書を確認すること。	
1.11	自動化設備	1.11	自動化設備	
1.11.21	海事衛星通信装置(自動化規則 11 参照) 地方総合通信局長発行の「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」を確認すること。	1.11.21	海事衛星通信装置(自動化規則 11 参照) 無線局検査結果通知書を確認すること。	
第2章	定期的検査等	第2章	定期的検査等	
2.6	一般設備	2.6	一般設備	
検査項目		検査項目		
2.6.4	航海用具	2.6.4	航海用具	
-19-2.	船舶長距離識別追跡装置 次のいずれかによる。 (1) 地方総合通信局長発行の「船舶局及び船舶地球局検査	-19-2.	船舶長距離識別追跡装置 地方総合通信局長発行の「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」により当該装置が電波法の検査に合格	
定期	○	定期	○	1中
1中	○	1中	○	2中
2中	○	2中	○	3中
3中		3中		

改正案		現行			
<p>結果通知書」により当該装置が電波法の検査に合格していることを確かめる。</p> <p>(2) 電波法第24条の2に基づく登録を受けた検査事業者発行の「船舶局及び船舶地球局の検査結果の報告書」及び地方総合通信局長発行の「無線局検査省略通知書」の写しにより電波法に基づく定期検査の省略手続きがとられていることを確かめる。</p>					
<p>2.9 無線設備</p> <p>検査項目</p> <p>2.9.2 次のいずれかによる。</p> <p>(1) 地方総合通信局長発行の「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」を確かめる。</p> <p>(2) 電波法第24条の2に基づく登録を受けた検査事業者発行の「船舶局(及び船舶地球局)の検査結果の報告書」及び地方総合通信局長発行の「無線局検査省略通知書」の写しにより電波法に基づく定期検査の省略手続きがとられていることを確かめる。</p>		定期	1中	2中	3中
		○	○	○	
<p>2.9 無線設備</p> <p>検査項目</p> <p>2.9.2 無線局検査結果通知書を確認すること。</p>		定期	1中	2中	3中
		○	○	○	

改正案		現行			
2.10 自動化設備	2.10 自動化設備	定期	1中	2中	3中
検査項目 2.10.19 海事衛星通信装置 次のいずれかによる。 (1) 地方総合通信局長発行の「船舶局及び船舶地球局検査結果通知書」を確かめる。 (2) 電波法第24条の2に基づく登録を受けた検査事業者発行の「船舶局及び船舶地球局の検査結果の報告書」及び地方総合通信局長発行の「無線局検査省略通知書」の写しにより電波法に基づく定期検査の省略手続きがとられていることを確かめる。	検査項目 2.10.19 海事衛星通信装置 無線局検査結果通知書を確認すること。	○	○	A	